



発行 新潟県

第83号

平成25年10月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1217 公共測量の終了通知（監理課）
- 1218 公共測量の終了通知（監理課）
- 1219 道路の区域変更（道路管理課）
- 1220 道路の供用開始（道路管理課）

## 公 告

- 予算の公表（財政課）
- 公聴会の開催（下水道課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

## 正 誤

- 平成25年4月16日付け県報第30号告示第573号中（治山課）
- 平成25年10月1日付け県報第77号新潟県訓令第17号中（出納局管理課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第1217号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、十日町市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年10月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（県単農業農村整備事業下原田地区確定測量）
- 2 作業期間 平成25年2月1日から平成25年9月26日まで
- 3 作業地域 十日町市 川治・北新田 地内

## ◎新潟県告示第1218号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年10月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（街区多角点No. 20D69の復旧）
- 2 作業期間 平成25年7月1日から平成25年7月31日まで
- 3 作業地域 新潟市中央区三和町 地内

## ◎新潟県告示第1219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 別所南田中線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市寺田字寺田 648 番から	新	7.8～18.6メートル	282.3メートル
同市寺田字寺田704番 1 まで	旧	4.8～14.0メートル	284.9メートル

◎新潟県告示第1220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 別所南田中線
- 2 供用開始の区間  
五泉市寺田字寺田648番から同市寺田字寺田704番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年10月22日

公 告

予算の公表について（公告）

平成25年10月11日新潟県議会において議決された平成25年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成25年10月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 平成25年度新潟県一般会計補正予算

平成25年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,038,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,285,721,890千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金		千円 6,813,087	千円 242,937	7,056,024	
	第1項 分担金	1,570,806	44,413	1,615,219	
	第2項 負担金	5,242,281	198,524	5,440,805	
第8款 使用料及び手数料		10,341,927	365	10,342,292	
	第2項 手数料	3,556,597	365	3,556,962	
第9款 国庫支出金		158,880,815	8,094,290	166,975,105	
	第1項 国庫負担金	38,670,719	3,952	38,674,671	
	第2項 国庫補助金	116,670,708	8,074,871	124,745,579	
	第3項 委託託金	3,539,388	15,467	3,554,855	
第10款 財産収入		2,815,584	1,100	2,816,684	
	第1項 財産運用収入	802,376	780	803,156	
	第2項 財産売却収入	2,013,208	320	2,013,528	
第11款 寄附金		45,663	500	46,163	
	第1項 寄附金	45,663	500	46,163	
第12款 繰入金		42,929,642	7,223,403	50,153,045	

	第2項 基金繰入金	42,016,378	7,223,403	49,239,781
第13款 諸 収 入				
	第4項 貸付金収入	171,888,839	1,832,671	173,721,510
	第5項 受託事業収入	131,633,924	11,794	131,645,718
	第6項 収益事業収入	6,983,486	720,092	7,703,578
	第8項 雑収入	3,565,305	80,825	3,646,130
		6,626,756	1,019,960	7,646,716
第14款 県 債	第1項 県 債	277,492,000	6,600,900	284,092,900
		277,492,000	6,600,900	284,092,900
第15款 繰越 金	第1項 繰越 金	160,000	2,042,167	2,202,167
		160,000	2,042,167	2,202,167
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>1,259,683,557</b>	<b>26,036,333</b>	<b>1,285,721,890</b>

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第2款 総務費	第2項 総務管理費 第3項 統計調査費	53,363,078 35,986,930 589,546	204,851 207,882 △ 3,031	53,567,929 36,194,812 586,515
第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費 第2項 防災費 第4項 環境対策費	8,105,779 1,909,289 2,914,325 356,664	2,998,209 73,372 2,924,726 111	11,103,988 1,982,661 5,839,051 356,775
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費 第3項 医務事業費 第4項 医師・看護職員確保対策費 第5項 高齢福祉保健費 第6項 健康対策費 第7項 生活衛生費 第8項 障害福祉費 第9項 児童家庭費	146,219,825 17,704,090 6,595,526 1,767,793 38,183,539 5,745,551 1,641,135 17,851,115 14,975,335	1,693,738 50,349 1,265,618 3,791 387,759 9,209 8,665 16,686 △ 48,339	147,913,563 17,754,439 7,861,144 1,771,584 38,571,298 5,754,760 1,649,800 17,867,801 14,926,996
第5款 労働費		8,135,579	538,081	8,673,660

第2項 労働政策能力開発費	5,607,989	535,092	6,143,081
第3項 職業能力開発費	2,398,158	2,989	2,401,147
第6款 産業費	137,787,190	43,150	137,830,340
第1項 産業政策費	5,077,372	45,734	5,123,106
第2項 産業振興費	1,630,584	2,388	1,632,972
第4項 産業立地費	11,200,146	△ 4,972	11,195,174
第7款 農林水産業費	76,745,679	5,885,597	82,631,276
第1項 農業総務費	3,420,169	△ 10,487	3,409,682
第2項 地域農業推進費	6,354,749	105,631	6,460,380
第3項 農産園芸費	1,291,795	10,925	1,302,720
第4項 経営普及費	3,927,994	29,992	3,957,986
第6項 畜産費	840,953	△ 540	840,413
第7項 水産費	4,137,656	305,753	4,443,409
第8項 林業費	16,203,188	1,432,910	17,636,098
第9項 農地管理費	2,801,077	△ 10,382	2,790,695
第10項 農地整備費	36,448,403	3,864,394	40,312,797
第11項 農地計画費	1,028,756	157,401	1,186,157
第8款 土木費	157,381,208	8,953,334	166,334,542
第1項 土木管理費	10,920,160	△ 15,005	10,905,155
第2項 道路橋りょう費	51,800,949	3,427,496	55,228,445
第3項 河川海岸費	29,949,984	3,143,501	33,093,485

第4項	砂防	費	11,691,458	1,981,745	13,673,203
第5項	都市計画	費	5,520,311	398,110	5,918,421
第6項	建設	費	19,974,823	6,980	19,981,803
第7項	交通	費	17,353,657	11,200	17,364,857
第9項	港湾	費	8,951,820	△ 693	8,951,127
第9款	警察	費	49,617,420	△ 2,874	49,614,546
第1項	警察	費	46,312,497	19,022	46,331,519
第2項	警察	費	3,304,923	△ 21,896	3,283,027
第10款	教育	費	214,947,784	233,874	215,181,658
第1項	教育	費	4,555,424	76,701	4,632,125
第2項	小中学校	費	129,514,341	6,185	129,520,526
第3項	高等学校	費	48,314,312	△ 48,594	48,265,718
第4項	特別支援学校	費	17,246,019	3,225	17,249,244
第5項	生涯学習推進	費	331,297	3,808	335,105
第6項	文化行政	費	1,595,251	180,797	1,776,048
第7項	保健体育	費	1,514,289	△ 1,966	1,512,323
第8項	私学教育振興	費	10,510,096	13,718	10,523,814
第11款	災害復旧	費	7,091,814	4,422,473	11,514,287
第1項	農林水産施設災害復旧	費	2,622,479	1,257,412	3,879,891
第2項	土木施設災害復旧	費	4,462,115	3,113,075	7,575,190
第3項	教育施設災害復旧	費	7,220	51,986	59,206



第12款 県 債 費	第1項 県 債 費	304,015,561 304,015,561	67,900 67,900	304,083,461 304,083,461
第13款 諸 支 出 金	第2項 雑 支 出	94,558,331 2,454,900	1,000,000 1,000,000	95,558,331 3,454,900
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>1,259,683,557</b>	<b>26,038,333</b>	<b>1,285,721,890</b>

第2表 継続費補正 1 変更														
款	項	事業名	補		正		前		補		正		後	
			総額	千円	年度	年割額	年度	年割額	総額	千円	年度	年割額	年度	年割額
第8款 土木費	第6項 建築費	十日町病院改築事業	2,199,213	千円	25	千円	0	千円	0	千円	25	0	千円	0
					26	659,764					26	1,896,766		
					27	1,539,449					27	1,583,522		
											28	138,109		
											29	1,310,875		
											30	2,296,293		
											31	1,916,659		
											32	365,969		
			9,508,193											

第3表 債務負担行為補正						
1 追加						
事	項	期	限	度	額	明
	畜産経営改善緊急支援資金利子補給契約	平成27年度から平成51年度まで				畜産特別支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営改善緊急支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額
	一般国道353号こね線橋設置工事委託契約(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成26年度			80,000千円	
	県道佐渡一周線仮設橋賃借契約	平成26年度から平成28年度まで			50,000千円	
	一級河川渋梅川広域河川改修工事請負契約	平成26年度			170,000千円	
	一級河川五十嵐川河川災害復旧助成笠廻ダム高上げ工事請負契約	平成26年度から平成29年度まで			4,323,000千円	
	加茂病院改築基本設計業務委託契約	平成26年度			62,118千円	

2 変 更	事 項	補 期		正 限 度 額		補 期		正 限 度 額		明 説
		期	間	期	間	期	間	期	間	
	農業近代化資金利子補給契約	平成26年度から 平成45年度まで		平成26年度から 平成45年度まで		農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第202 号)に基づき、融資機 関が農業近代化資金 を総額1,400,000千円を の範囲内で県の承認す る場合、利子補給率年 2.25パーセント以 上として算定した額	平成26年度から 平成45年度まで	農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第202 号)に基づき、融資機 関が農業近代化資金 を総額1,500,000千円を の範囲内で県の承認す る場合、利子補給率年 2.25パーセント以 上として算定した額		
	漁業近代化資金利子補給契約	平成26年度から 平成45年度まで		平成26年度から 平成45年度まで		漁業近代化資金融通法 (昭和44年法律第52 号)に基づき、融資機 関が漁業近代化資金を 総額140,000千円の範 囲内で県の承認を得る 場合、利子補給率年2.25 パーセント以内として 算定した額	平成26年度から 平成45年度まで	漁業近代化資金融通法 (昭和44年法律第52 号)に基づき、融資機 関が漁業近代化資金を 総額250,000千円の範 囲内で県の承認を得る 場合、利子補給率年2.25 パーセント以内として 算定した額		
	県営港水防除事業安野川4期地区工 事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会 社)	平成21年度から 平成25年度まで		平成21年度から 平成25年度まで		2,100,000千円	平成21年度から 平成26年度まで	2,100,000千円		
	港水防除事業委託費安野川4期地区 工事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会 社)	平成23年度から 平成25年度まで		平成23年度から 平成25年度まで		246,000千円	平成23年度から 平成26年度まで	246,000千円		
	県営畑地帯総合整備事業舟山地区工 事請負契約	平成26年度		平成26年度		12,000千円	平成26年度	31,000千円		

県営営体育成基盤整備事業中之島南部地区工事請負契約	平成26年度	39,000千円	平成26年度	59,000千円
県営営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎地区工事請負契約	平成26年度	10,000千円	平成26年度	20,000千円
県営営体育成基盤整備事業羽黒2期地区工事請負契約	平成26年度	16,000千円	平成26年度	19,000千円
県営営体育成基盤整備事業小中川地区工事請負契約	平成26年度	32,000千円	平成26年度	94,000千円
県営営体育成基盤整備事業小吉地区工事請負契約	平成26年度	62,000千円	平成26年度	151,000千円
県営営体育成基盤整備事業道上地区工事請負契約	平成26年度	25,000千円	平成26年度	41,000千円
県営営体育成基盤整備事業大戸地区工事請負契約	平成26年度	18,000千円	平成26年度	35,000千円
県営営体育成基盤整備事業道上2期地区工事請負契約	平成26年度	46,000千円	平成26年度	63,000千円
県営営体育成基盤整備事業巻東町地区工事請負契約	平成26年度	6,000千円	平成26年度	14,000千円
県営営体育成基盤整備事業上泉地区工事請負契約	平成26年度	14,000千円	平成26年度	44,000千円
県営営体育成基盤整備事業小泊地区工事請負契約	平成26年度	35,000千円	平成26年度	110,000千円
県営営体育成基盤整備事業小平尾地区工事請負契約	平成26年度	36,000千円	平成26年度	48,000千円
県営営体育成基盤整備事業上岩田地区工事請負契約	平成26年度	22,000千円	平成26年度	138,000千円
奥三面ダム堰堤改良(管理用水力発電設備)工事請負契約	平成26年度	322,374千円	平成26年度から平成27年度まで	322,374千円

起債の目的		補		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	起債の方法	利率
河川事業費	11,953,000	11,989,000					
海岸事業費	615,000	579,000					
砂防事業費	5,186,000	5,446,000					
街路事業費	225,000	281,000					
水産事業費	161,000	166,000					
漁港事業費	550,000	685,000					
林道事業費	529,000	679,000					
治山事業費	2,797,000	3,161,000					
農地事業費	8,327,000	8,708,000					
災害復旧事業費	1,751,000	3,414,000					
学校教育施設等整備事業費	279,000	280,000					
				普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ

社会福祉施設整備事業費	628,000	631,000
地域活性化事業費	840,000	920,000
防災対策事業費	865,000	3,964,000
地方道路等整備事業費	11,519,000	11,471,000
合併特例事業費	2,463,000	2,649,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	1,081,000	811,000
警察施設整備事業費	427,000	425,000
交通安全施設整備事業費	427,000	446,000
地域機関改修事業費	432,000	723,000
行政改革推進債	9,173,000	9,333,000
借換債	100,891,000	100,958,900
<b>合 計</b>	<b>277,492,000</b>	<b>284,092,900</b>

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,466千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,959,562千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入	第4項 繰入金	1,868,096 千円	91,466 千円	1,959,562 千円
	第8項 繰越金	326,524	88,176	414,700
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>1,868,096</b>	<b>91,466</b>	<b>1,959,562</b>



2 歳 出		補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 災害救助事業費	項 目	千円 1,863,596	千円 91,466	千円 1,955,062
	第1項 災害救助費	1,785,514	91,466	1,876,980
歳 出	合 計	1,868,096	91,466	1,959,562

平成25年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,705千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ417,512千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業収入	第4項 繰越金	千円 384,807	千円 32,705	千円 417,512
	合計	2,357	32,705	35,062
歳入	合計	384,807	32,705	417,512

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子寡婦福祉事業費		千円 384,807	千円 32,705	千円 417,512
	第1項 貸付事業費	384,807	32,705	417,512
歳	出	合計	32,705	417,512

平成25年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正  
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業貸付事業改善資金収入	第1項 繰入金	122,791 千円		122,791 千円
	第3項 繰越金	2,731	△ 1,447	1,284
		119,990	1,447	121,437
歳入	合計	251,962		251,962

平成 25 年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	81,278 千円		81,278 千円
	第3項 繰入金	1,227	△ 744	483
		79,990	744	80,734
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>81,278</b>		<b>81,278</b>

平成25年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,626千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,226千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	155,600	1,626	157,226
	第3項 繰上金	4,969	△	4,646
	第4項 繰入金	125,446	968	126,414
	第5項 繰上債	7,600	△	4,800
	第5項 繰上金	1,084	3,781	4,865
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>155,600</b>	<b>1,626</b>	<b>157,226</b>

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款	県有林事業費		千円 154,600	千円 1,626	千円 156,226
		第1項 事業費	64,476	1,626	66,102
歳 出	合 計		155,600	1,626	157,226

第2表 地方債補正 1 変更												
起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	7,600	千円	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	4,800		補正前に同じ				



## 平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,220,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,720,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		13,500,610	1,220,000	14,720,610	千円
	第7項 県債	2,385,000	1,220,000	3,605,000	
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>13,500,610</b>	<b>1,220,000</b>	<b>14,720,610</b>	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 流域下水道事業費		千円 13,400,244	千円 1,220,000	千円 14,620,244
	第3項 県 債 費	3,463,510	1,220,000	4,683,510
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>13,500,610</b>	<b>1,220,000</b>	<b>14,720,610</b>



平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,270,333千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入		千円 4,258,126	千円 12,207	千円 4,270,333
	第5項 繰入金	530,979	△ 693	530,286
	第8項 繰越金	1	12,900	12,901
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>4,258,126</b>	<b>12,207</b>	<b>4,270,333</b>

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	4,257,973 千円	12,207 千円	4,270,180 千円
	第2項 県債費	1,575,870	28,610	1,604,480
		2,682,103	△ 16,403	2,665,700
<b>歳出</b>	<b>合計</b>	<b>4,258,126</b>	<b>12,207</b>	<b>4,270,333</b>

平成25年度新潟県電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成25年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	営 業 関 係	卸 供 給 電 力 量		
1		MWh	MWh	MWh
		556,555	554,939	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	千円 4,584,268	千円 37,964	千円 4,622,232
第1項	営業収益	4,557,870	37,964	4,595,834

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	4,178,564	38,563	4,217,127
第1項 営業費用	3,694,728	38,563	3,733,291

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	変 更 期 間	限 度 額 千円	変 更 期 間	限 度 額 千円
奥 三 面 設 備 管 理 工 事 ダ ム 設 置 用	平 成 26 年 度	296,179	平 成 26 年 度 从 来 平 成 27 年 度 まで	322,374



平成25年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	千円 1,523,242	千円 61,700	千円 1,584,942
第1項	企業債	358,400	61,700	420,100

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 728,540	千円 64,800	千円 793,340
第1項	建設改良費	461,056	64,800	525,856

(企業債)

第3条 起債の限度額を次とおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
新潟臨海工業用水道設備増強費	千円 18,800	千円 80,500

平成25年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	74,962,510	42,525	75,005,035
第1項 医業収益	64,884,624	31,322	64,915,946
第2項 医業外収益	10,077,686	11,203	10,088,889

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	74,885,073	40,499	74,925,572
第1項 医業費用	72,773,119	40,499	72,813,618

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,240,326千円は、過年度分損益勘定留保資金2,573,503千円及び当年度分損益勘定留保資金1,666,823千円で補てんするものとする。

収入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	3,989,481	5,529	3,995,010
第2項	業債	2,701,000	3,000	2,704,000
第4項	負担金交付金	1,185,199	2,529	1,187,728

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	8,228,703	6,633	8,235,336
第1項	建設改良費	2,917,737	6,633	2,924,370

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。



(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	千円 2,701,000	千円 2,704,000

**公聴会の開催について（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、佐和田都市計画及び真野都市計画下水道の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年10月22日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 公聴会の日時

平成25年11月21日（木）午後7時から

## 2 公聴会の開催場所

佐渡市中原234番地1

アミューズメント佐渡 2階研修室

## 3 事案の概要

佐和田都市計画及び真野都市計画下水道国府川流域下水道を佐渡市公共下水道に移管するため、これを廃止するもの。

## 4 素案の縦覧

新潟県佐渡地域振興局地域整備部計画調整課及び佐渡市上下水道課において、11月1日（金）まで縦覧に供する。

## 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

佐渡市の住民

## 6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び佐渡市長宛の書面を、公述申出先へ提出することにより行う。

## 7 公述申出期限

平成25年11月1日（金）（必着のこと。）

## 8 公述申出先及び問合せ先

(1) 佐渡市相川二町目浜町20番地1（〒952-1555）

新潟県佐渡地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0259-74-4040

(2) 佐渡市真野新町489番地（〒952-0318）

佐渡市上下水道課

電話 0259-55-3178

## 9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

## 10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

## 11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

## 12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

## 13 その他

関連する佐渡市決定の都市計画下水道の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、衛星携帯電話の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける

ものである。

平成25年10月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

可搬型衛星携帯電話 27式

車載型衛星携帯電話 26式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成26年3月3日(月)

##### (4) 納入場所

入札説明書による。

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

##### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

##### (2) 指名停止期間中の者でないこと。

##### (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

##### (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

##### (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

##### (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

##### (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

##### (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

##### (4) 入札書の受領期限

平成25年12月2日(月) 午後5時

##### (5) 開札の日時及び場所

平成25年12月3日(火) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

#### 4 その他

##### (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金

免除する。

##### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則



第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成25年11月21日(木)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書(物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

① Portable satellite phone : 27 sets

② Vehicle mounted satellite phone: 26 sets

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. November 21, 2013

(3) Date of bid opening:

1 : 30P.M. December 3, 2013

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

正 誤

平成25年4月16日付け新潟県告示第573号(保安林の指定予定)中

ページ	行	誤	正
7	20	字タノ沢918	字タノ沢918

平成25年10月1日付け新潟県訓令第17号(新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正)

4ページの

「第1号様式の12 (略) | 第1号様式の10 (略) 」

は、

<u>第1号様式の12</u> (略)	<u>第1号様式の10</u> (略)
<u>第1号様式の13</u> (略)	<u>第1号様式の11</u> (略)
<u>第1号様式の14</u> (略)	<u>第1号様式の12</u> (略)

の誤り。